

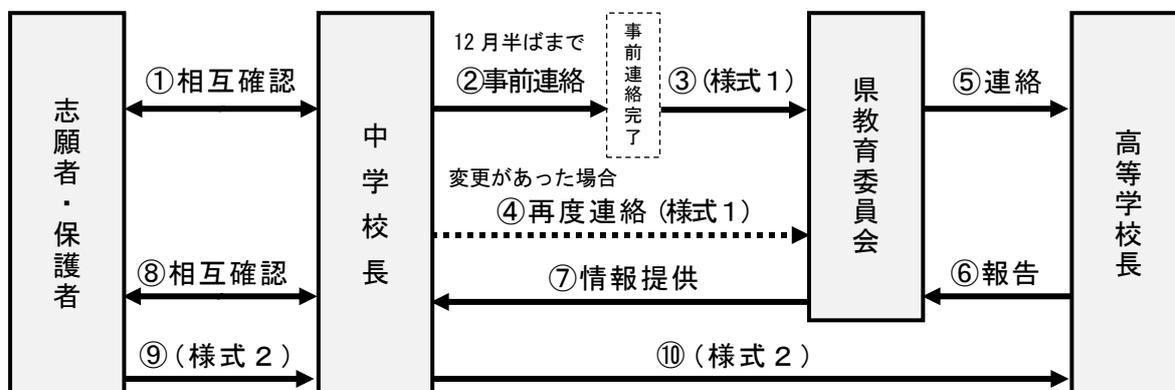
栃木県立高等学校入学者選抜における障害のある生徒への配慮について

1 目的

障害のある生徒が入学者選抜において他の志願者に比べて不利にならないようにするため、障害の状態等に応じて合理的配慮の提供を行う。

2 手続き

- ①当該中学校長は、志願者・保護者と希望する配慮事項を確認する。
- ②中学校長は、可能な限り早い時期に、県教育委員会事務局特別支援教育課インクルーシブ教育推進担当（028-623-3428）へ事前連絡を行う。（期限：12月中旬）
- ③その上で、中学校長は「配慮受検希望調書」（様式1）を作成し、特別支援教育課へ提出する。
- ④当該生徒の志願先高等学校に変更があった場合は、中学校長は特別支援教育課に再度連絡を行う。
- ⑤特別支援教育課は、志願先高等学校長に連絡をする。
- ⑥志願先高等学校長は、県教育委員会事務局と協議の上、公正さが保たれ、実施可能な範囲において配慮事項を決定し、特別支援教育課に報告する。
- ⑦特別支援教育課は、中学校長に⑥に係る情報の提供を行う。
- ⑧中学校長は、志願者・保護者と配慮事項の相互確認を行う。
- ⑨志願者・保護者は、「入学者選抜における配慮について」（様式2）を作成し、中学校長に提出する。
- ⑩出願までに、中学校長は「入学者選抜における配慮について」（様式2）を志願先高等学校長へ提出し、高等学校長と配慮事項の相互確認を行う。



3 留意事項

- ・希望する配慮事項等については、中学校における配慮の内容を踏まえ、志願者・保護者と中学校が事前に十分な確認を行う。
- ・配慮事項の決定までに十分な時間を確保するため、中学校長は余裕を持って特別支援教育課に連絡する。
- ・特色選抜と一般選抜など、複数の選抜を検討している場合は、「配慮受検希望調書」（様式1）に、希望する選抜全てに○を付け、必要事項を記入する。
- ・中学校長は、「配慮受検希望調書」（様式1）を提出する際、「個別の教育支援計画（支援機関一覧及び個別の指導計画）」を添付する。ただし、「座席の配慮」「別室受検」「拡大鏡・ロジャーの持込・使用」については、「個別の教育支援計画（支援機関一覧及び個別の指導計画）」を添付しなくてもよい。
- ・障害の状態及び配慮の内容により、医師の診断書等の提出を求めることがある。